

# 平成31年度 事業計画書

自 平成31年4月 1日

至 平成32年3月31日

社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会

## 平成31年度柳川市社会福祉協議会事業計画書

### 《情勢と基本方針》

近年、少子・高齢社会の急速な進展や人口減少、核家族化等の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者等の要支援者の増加、地域や家庭における人間関係の希薄化が進むとともに、地域においては社会的孤立、虐待、ひきこもり、生活困窮など、さまざまな生活課題が深刻化しています。

国においては、一億総活躍社会づくりが進められる中、地域で暮らすあらゆる住民の参画と協働により、互いに支え合う「地域共生社会」の実現に向け、社会福祉法をはじめとする福祉関係法令の改正が進められています。社会福祉協議会においても、こうした制度改正の趣旨に対応した地域の福祉力向上を図る取り組みが求められています。

ところで、柳川市の状況は、平成31年1月末現在、人口は66,346人（前年比793人減）、世帯数は25,653世帯（前年比217世帯増）、高齢化率32.6%となっており、核家族化と高齢化は年々進行しています。

このような状況を踏まえ、本会はこれまで以上に地域の生活課題や福祉ニーズに即応した福祉事業の開発、実践に積極的に取り組んでいきます。

地域福祉活動については、今年度2年目となる地域福祉活動計画の着実な推進を図るため、地域住民や行政をはじめ、多様な福祉関係団体との連携・協働を一層強化していきます。特に、地域福祉の推進においては、社会福祉協議会と民生児童委員協議会は車の両輪であることから、それぞれの特性を活かしつつ常に連携を取りながら、地域の福祉課題解決に取り組んでいきます。

また、市内19地区に組織された地区社会福祉協議会と協働し、地域の要支援者に対する見守り活動などの支援活動の強化を図られるよう、事業活動に対する支援や関係者の連携強化に努めていきます。

介護保険事業については、昨年度、これまでの事業成果や今後の介護事業の方向性を考慮し、訪問入浴介護事業を廃止しました。本会における介護ニーズの殆どが居宅介護支援や訪問介護を中心とした在宅サービスが主流であることから、両事業を中心に事業の効率化と介護事業所の安定した事業経営をめざすとともに、利用者の立場に立ったきめ細かな質の高い介護サービスの提供に努めていきます。

法人経営については、今般の社会福祉法人制度改革を受け、経営組織のガバナンスの強化をはじめ、事業運営の透明性の向上や財務規律の強化を図るとともに、社会福祉充実計画を着実に実施し、法務、税務及び会計など適正に処理していきます。また、働き方改革関連法が昨年成立し、本年4月から順次施行されることから、法令を遵守し、働きやすい職場環境の整備に努めていきます。

このように、社会福祉協議会を取り巻く環境は、さらに厳しさを増していますが、本会は、地域福祉の中核的団体として、多様化する住民の福祉ニーズに即応できるよう、役職員一丸となって取り組んでいきます。また、ともに支え合う福祉のまちづくりをめざし、住民や関係機関との連携を図りながら、地域福祉の推進に努めていきます。

### 《重点目標》

1. 社会福祉充実計画の着実な実施及び働き方改革関連法への適切な対応
2. 第2期地域福祉活動計画の推進
3. 社会福祉法人連絡協議会の設立
4. 地域に根ざした在宅福祉サービスの充実

## 《法人経営部門》

今般の社会福祉法人制度改革により、適正かつ公正な支出管理を確保するとともに、福祉サービスへ再投下可能な余裕財産を明確化し、社会福祉充実計画を作成することが義務付けられています。

本会では、平成 29 年度に作成した社会福祉充実計画において、10 年間で地域福祉を更に推進していくための人員を増員し、老朽化に伴う車両の買い替えを行っていくこととしており、平成 31 年度については、車両を 2 台買い替える計画です。

また、平成 31 年 4 月から働き方改革関連法が順次施行されるため、法令遵守の観点から必要な人事制度の見直しを行っていきます。

法人経営部門では、毎年度の決算で算出される社会福祉充実残額を適正に確認し、法人の健全経営や地域福祉の担い手としてふさわしい事業を確実に効果的に行うための安定的な財政基盤を確保するとともに、その提供する福祉サービスの向上並びに事業経営の透明性を確保するために、次の事務事業を行います。

### 1. 組織運営事業

#### (1) 理事会等の開催

地域福祉推進にふさわしい事業を市民と協働して実施していくために、理事会等を中心に法人経営の強化を図ります。

- 理事会の開催
- 評議員会の開催
- 正副会長会の開催
- 評議員選任・解任委員会の開催
- 企画・財政委員会の開催
- 運営会議の開催（定例月 2 回、対象者：常務理事及び管理職等）

#### (2) 監査の実施

事業の健全経営や透明性を図るため、法人の財産状況等の監査を受けます。

- 本会監事による監査（原則として年 1 回）

#### (3) 役員の改選

現役員の任期が平成 30 年度のものに関する定時評議員会の終結の時までのため、改選に係る選任手続きを適正に行います。

- 次期役員の任期（平成 31 年 6 月の定時評議員会の終結の時から平成 32 年度のものに関する定時評議員会の終結の時まで）

#### (4) 安定的な財政基盤の確保

##### ① 社協会費の推進

地域行政区等の協力を得て一般会員を募集します。また、広報誌やホームページを活用して本会に対する認知度を高め、本会の趣旨に賛同する団体・企業等の特別会員を推進します。

- 一般会員（目標／18,000 世帯、9,000 千円）※7 月が推進月間
- 特別会員（目標／10 団体、100 千円）※8 月が推進月間

## ② 積立資産の運用

長引く低金利の金融市場にあって、近年その果実は少額で推移しており、より有利な資金管理方法を模索すべき状況にあることから、平成 26 年 10 月から積立金の一部を国債又は地方債等の安全性の高い有価証券で管理することとしています。

今後も安定的な財政基盤を確保する必要性から、安全性及び収益性の高い方法で管理を行っていきます。

## (5) 社会福祉充実計画の管理

社会福祉充実計画については、平成 29 年度以降の毎会計年度において、算定された社会福祉充実残額が計画どおりに推移しているかを確認し、当初予定していた残額と比較して 20% を超える増減がある場合には、理事会及び評議員会の決議並びに所轄庁への変更承認手続きが必要になります。

関係法令をはじめ、厚生労働省が示す事務処理基準を遵守し、社会福祉充実計画を適正に管理していきます。

## (6) 苦情解決制度

福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者個人の権利の擁護とサービス提供者としての信頼及び適正性の確保を図るために、社会福祉法第 82 条の規定に基づき、苦情解決制度を適正に実施します。

## (7) 情報公表

財務状況の不透明さを払拭し、市民から信頼を得られる法人であるために、適正な財務諸表及び現況報告書等をインターネット等で公表します。

## (8) 法令遵守

社会福祉法人が遵守すべき法令を熟知してコンプライアンスの意識を高めるとともに、必要な庶務の実施及び規程等の改正を行います。

## 2. 連絡調整事業

### (1) 関係機関とのネットワーク

関係機関の主催する各種委員会等へ役職員を派遣し、ネットワーク化を図ります。

### (2) 民間助成等の情報提供

関係団体への情報提供及び申請があった場合の推薦などを行います。

### (3) 後援名義の使用許可等

関係団体が主催する社会福祉を目的とする各種事業の周知のために名義後援等を行います。

### (4) 関係団体の表彰推薦

関係団体が主催する社会福祉事業等に関する表彰に係る推薦事務を行います。

### 3. 研修事業

#### (1) 役員等研修

役員改選期であることと、新たに後任評議員に就任された方もおられるため、社会福祉協議会の役割や事業内容について、役員及び評議員を対象とした研修を実施します。

- 役員及び評議員研修の実施（平成31年8月）
- 監事等対象の会計セミナーへの参加

#### (2) 職員研修

##### [内部研修]

職員の資質向上を図るために、内部研修の開催を計画します。なお、平成28年度から、法人全体の業務や課題に対する共通理解を深め、オール社協で事業を推進していくために、各拠点及び多職種の職員で構成する職員研修企画委員会を立ち上げ、研修を企画しています。

- 職員基礎研修（年3回 常勤職員対象）
- パソコン研修（常勤職員対象）
- 交通安全研修（年1回 全職員対象）

##### [外部研修]

外部機関が実施する担当業務又は階層別研修に必要な応じて参加します。

- 専門研修
- 人権・同和研修

### 4. 人材育成事業

#### (1) 実習生の受入

社会福祉の専門家や介護職を目指す柳川市内在住又は出身の学生等に、人材育成の一環として実習の場を提供します。

- ホームヘルパー等の介護職
- 社会福祉士等の相談援助職

## 《地域福祉活動推進部門》

今年度は、平成 29 年に柳川市の地域福祉計画と一体的に策定した第 2 期地域福祉活動計画の 2 年目となります。本計画を軸に、行政をはじめ地区社会福祉協議会や民生児童委員協議会、地域、関係機関・団体等と連携を図りながら、地域福祉の推進に努めていきます。

小地域福祉活動の推進については、民生児童委員や福祉委員との協働により、地域で支援を必要とする人や世帯に対し見守り支援を行うため、近隣住民や地域の関係者の参加のもと、地区社協を基盤としたネットワークづくりを進め、地域での支援体制の確立を図ってまいります。また、厚みのある見守り活動を展開していくためには、よりあい活動や会食など、多様な機会を見守り活動として位置づけていくことも必要であることから、身近な地域で住民同士の交流や居場所づくりを目的に実施される「よりあい活動」の新規立ち上げに対する助成制度を新設し、普及、推進を図ってまいります。

また、要支援者への支援活動を実施する地区社協に対し、気がかりな人の情報や地域全体の困りごとを地域の支援者が受け止め、共有できる場づくりを支援してまいります。

4 期目を迎えている福祉委員については、今年度任期満了となることから、アンケート調査による活動状況の把握や活動における課題の抽出を行うとともに、引き続き地区別研修会を実施し、福祉委員相互の情報交換及び交流の機会を提供するなど、福祉委員活動の支援に努めます。

社会福祉法人制度改革に伴い、すべての社会福祉法人に地域社会への貢献に向けた公益的な取り組みが義務付けられたことから、市内の社会福祉法人と連携し、制度の狭間にある問題解決に向けた取り組みを推進するため、社会福祉法人連絡協議会の設立準備を進めてまいります。

近年、毎年のように大規模災害が発生し、本市においても災害の発生が危惧されることから、災害時に円滑な支援活動ができるよう災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を地域の福祉関係者と実施するとともに、講座等を通して防災を通じた日頃の地域づくり及び自主防災意識の高揚を図っていきます。

今後も、社協職員が積極的に地域に出向き、地域住民や福祉関係者、関係機関と連携協働し、地域の福祉ニーズの把握や福祉課題の解決に努め、市民に必要とされる存在になるよう努めていきます。

以上、この部門では、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりのため、次の事業を行います。

### 1. ボランティア活動・福祉教育

#### (1) ボランティアセンター事業〔市受託事業〕

市民のボランティア活動に関する理解と関心を高め、活動への住民参加の促進を図るために、次の事業に取り組みます。

- ボランティアに関する相談・登録・斡旋
- ボランティア発掘・育成
- ボランティア入門講座
- ボランティア団体の支援及び連絡調整
- ボランティアに関する情報の収集及び提供・広報活動

- ボランティアコーディネーターの配置
- ボランティア活動保険への加入促進
- 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

## (2) 障がい者問題啓発セミナーの開催

当事者の抱える問題や生活実態を知ってもらう機会を設け、障がい者に対する理解促進を図ります。

## (3) 子育て支援講座の開催

子育てに関する知識の習得及び親同士の仲間づくりを支援するために実施します。

## (4) 市民福祉講座の開催

市民に関心の高い時事福祉問題や暮らしに役立つテーマについて学習機会を提供します。

## (5) 災害に強い地域づくり講座の開催

住民同士の支援活動を円滑に進めるために必要な知識の普及を図ります。

## (6) 傾聴ボランティア講座の開催

相談支援の基本となる傾聴の基礎を学び、地域や福祉施設等において活動する傾聴ボランティアを養成します。

## (7) よりあい活動支援講座の開催

地域活動の支援者を育成し、よりあい活動や地域活動のより一層の推進を図ります。

## (8) 福祉教育教材活用事業

福祉読本「ともに生きる」を市内の各小学校等に配布し、福祉教育教材として活用してもらうことにより、福祉の心の醸成を図ります。

## 2. 調査・広報・普及

### (1) 社協だよりの発行／年 6 回

社協事業や地域の福祉活動等を広く市民に広報するため、市内全戸に広報誌を配布します。

### (2) ホームページ等による情報配信 [<http://www.yanagawa-shakyo.or.jp/>]

社協情報や福祉情報など、ホームページやフェイスブックを活用しタイムリーな情報配信を行います。

### (3) 市民福祉座談会の開催

社協事業や財源に対する理解を促し、市民の福祉課題に向き合う場として実施します。

#### (4) 福祉データ基礎調査

人口や世帯数、高齢者数、高齢化率など福祉関連のデータを把握し、地域への情報提供等に活用するために調査を行います。

#### (5) 社会福祉大会の開催 / 水の郷で10月19日開催予定

社協活動や社会福祉への関心を高め、地域福祉活動を推進するための社協会費・共同募金・寄附金への認識を深めてもらうことを目的に実施します。

※多様な年齢層の参加促進を図るため、ふれあいフォトコンテストや福祉標語の募集を行います。

#### (6) 児童・高齢者福祉啓発事業

5月の児童福祉月間及び9月の老人福祉月間に合わせポスターを作成し、公共施設等に掲示することにより、児童・老人福祉に関する普及啓発を行います。

#### (7) 共同募金運動への協力

福岡県共同募金会柳川市支会の事務局と連携し、共同募金運動や災害時の義援金募集などに協力します。

### 3. 小地域福祉ネットワーク・よりあい活動

#### (1) 福祉委員の設置推進

住民の福祉活動を担う地域の福祉ボランティアとして福祉委員の設置推進並びに未設置地区の設置促進を図ります。

#### (2) 福祉委員新任研修会・全体研修会・地区別研修会の開催

福祉委員活動への認識を深めるとともに、時事問題への理解促進並びに活動に必要な情報提供を行い、福祉委員の資質向上を図ります。また、引き続き地区別研修会を開催し、福祉委員の情報交換及び交流の場づくりを支援します。

#### (3) 地区社協連絡会の開催〔年4回〕

地区社協活動に関する課題の共有や各地区相互の情報交換の場として開催します。また、他地区の先進的な取り組みを学習するための研修会を実施します。

#### (4) 個別地区社協支援〔地区担当職員による個別支援〕

各地区の研修会等の開催支援、運営や活動に対する助言など、地区担当職員による活動支援を行います。

#### (5) 地区社協福祉関係者座談会〔新規〕

地域の福祉関係者と直接対話する機会を設け、地域の福祉問題や地域の福祉活動における課題を整理し、地域に対するきめ細かな支援及び連携強化を図ります。



#### (6) 見守りネットワークの推進

地区内の要支援者の支援活動に取り組む地区社協と連携を図りながら、地域の多様な関係者の協力のもと、要支援者に対する見守り支援体制づくりを進めます。

#### (7) よりあい活動支援室内遊具貸与事業

地域で行われているよりあい活動の活性化及び高齢者の介護予防のために室内遊具を貸出します。

#### (8) よりあい活動立ち上げ支援〔新規〕

地域住民が気軽に集える身近な場所で、仲間づくりや健康保持等を目的に実施される「よりあい活動」の普及、推進を図るため、新規立ち上げに対する助言や助成金を交付します。

### 4. 当事者及び当事者団体支援

#### (1) 子ども食堂等の支援

経済的な事情などにより、家庭で十分な食事がとれなくなった子どもに、無料もしくは安価な食事や居場所を提供する子ども食堂等を実施する団体へ立ち上げや運営に関する情報提供などの支援を行います。

#### (2) 各福祉団体活動の支援

当事者自らが、課題の解決に向けた活動を自主的に行う福祉団体の活動を支援します。

#### (3) 歳末たすけあい事業支援

地区社協を通じて実施される地域歳末たすけあい運動の取り組みを支援します。

#### (4) 火災見舞品支給事業

火災による被災者世帯へ寝具の救援物資を支給します。

#### (5) 物故者への敬供事業

物故者の生前の労に感謝し、霊前に敬供品と弔意を贈ります。

### 5. 地域における公益的な取り組みの推進

市内の社会福祉法人等がそれぞれの事業分野の枠を超えて、相互の連携と協働により、制度の狭間にある福祉課題の解決に向けた取り組みを推進するため、社会福祉法人連絡協議会の設立準備を進めます。

## 《市民福祉サービス部門》

本会では、住民からの相談やニーズを的確に受け止め、その課題解決のために関係機関と連携を取りながら、様々な支援を行っていきます。

総合相談事業については、本所及び各支所を日常的な相談窓口として、各種関係機関と連携しながら相談者の福祉課題や生活問題の解決に努めていきます。また、定期的に開設している心配ごと相談所の周知を図るため広報を強化し、誰もが気軽に相談できる窓口を目指していきます。

生活福祉資金貸付事業は、市が実施している自立相談支援事業と連携しながら、相談世帯の経済的自立と生活の安定を図っていくとともに、生活福祉資金の貸付だけにとどまらない各種関係機関と連携した継続的な支援に繋げていきます。また、緊急支援品支給事業については、本会が持っている支給品と併せて、フードバンク等の協力を得ながら、生活困窮世帯への食糧支援を行っていきます。

日常生活自立支援事業については、判断能力が不十分な方の権利擁護のために、福祉サービス利用や日常的な金銭管理などの支援を行っていきます。今後、ひとり暮らし高齢者の増加等に伴い事業利用者の増加が見込まれるため、住民ニーズに対応できる生活支援員体制を検討していくとともに、利用者の状態を的確に把握し、成年後見制度等の他制度への移行を考慮していきます。

子育て支援ゆずりあい事業については、子育て世代の交流及び負担軽減を図るため、不要となった育児用品について、譲受希望者と提供者の橋渡しを行っていきます。

各種貸与事業については、福祉用具・各種機器等の貸与を通して市民の福祉の向上を図るとともに、高齢者疑似体験用具の貸出しにおいては、要請に応じて企業・学校等で出前講座を行うことで、高齢者に対する理解の促進と福祉の心の醸成を図っていきます。

以上、この部門では、福祉サービス利用者の地域での生活支援に向けた相談・支援活動を推進していきます。

### 1. 総合相談事業

福祉に関する総合相談窓口や心配ごと相談所を設置し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行います。

(1) 日常的な総合相談窓口

(2) 心配ごと相談

□毎週木曜日 13:00～16:00 柳川総合保健福祉センター

[相談員：司法書士、民生児童委員]

### 2. 生活福祉資金貸付事業

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等に対し、資金の貸付けと併せて必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図ります。

□資金種類（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）

### 3. 臨時特例つなぎ資金貸付事業

解雇や雇止め等により住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者に対し、失業給付等公的給付制度受給までの間の生活費を貸付けることにより、生活の安定を図ります。

### 4. 緊急支援品支給事業

一時的に食事等の摂取が困難な生活困窮世帯に対して、食糧及び飲料水等を支給することによって、生命維持のための緊急的な支援を行います。また、余剰食品や規格外食品を提供するフードバンクについて、関係機関等と連携を図りながら取り組みを進めていきます。

### 5. 日常生活自立支援事業

基幹の社協（筑後市社協）と連携し、市社協で配置している生活支援員が、認知症、知的障がい、精神障がいをお持ちの方等で、判断能力が不十分なために日常生活でお困りの方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理及び書類等の預りサービスを行います。

### 6. 子育て支援ゆずりあい事業

不要となった育児用品を譲りたい人と譲ってほしい人を登録し、斡旋を行うことにより、資源の有効活用と子育て世代の交流及び経済的な負担軽減を図ります。

(1) チャイルドシート (2) ベビーベッド (3) ベビーバス

### 7. 福祉用具貸与事業

介護保険適用外の虚弱高齢者や障がい児・者及び一時的に病気やけがをされた方等に対して、福祉用具を貸与することにより、利用者及び介護者の日常生活の支援を行います。

(1) 電動ベッド (2) 車イス (3) 歩行器 (4) 松葉杖 (5) 乳児用ベッド

### 8. ハンディキャブ貸与事業

車いす利用者や歩行が著しく困難な方に対し、ハンディキャブ（福祉車両）を貸与することにより、利用者の社会参加と日常生活の向上を図ります。

### 9. 各種機材・機器等貸与事業

(1) 福祉啓発機器の貸出し

地域福祉活動の啓発・促進を図るために視聴覚機器を貸出します。

(2) 高齢者疑似体験用具の貸出し

高齢者の身体的機能を疑似的に体験し、高齢者に対する理解を深めてもらうために用具を貸出します。

(3) 住環境改善機材の貸出し

高齢者や障がい者の生活環境の改善や公共のためのボランティア活動を支援するために作業用機材を貸出します。

(4) 活字文書読み上げ装置の貸出し

視力に障がいのある方の日常生活の便宜を図るため活字読み上げ装置を貸出します。

(5) お出かけ見守り機器の貸出し

認知症高齢者や障がい児・者の社会参加を支援するため外出支援機器を貸出します。

**10. 福祉バス事業〔市受託事業〕**

福祉団体等の視察研修及び大会等参加のために福祉バスの運行を行います。

**11. 大和・三橋老人福祉センターの管理運営〔市受託事業〕**

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供するために設置された大和・三橋老人福祉センターの管理運営を行います。

**12. 柳城児童館の管理運営・地域子育て支援拠点事業〔市受託事業〕**

児童の健康を増進し、情操を豊かにするために柳城児童館の管理運営を行います。また、同館において、乳幼児と親が気軽に集える場を提供し地域の子育てを支援するため、地域子育て支援拠点事業として、つどいの広場事業を実施します。

**13. ファミリーサポートセンター事業〔市受託事業〕**

子育てをする人の仕事と育児の両立と安心して働くことができる環境づくりのため、児童の預かり等について、援助を受ける人と援助を提供する人の連絡調整を行います。

## 《在宅福祉サービス部門》

本会が実施している在宅福祉サービスは、介護保険事業の居宅介護支援や訪問介護を中心に、近年増加傾向にある障害者居宅介護事業や柳川市からの受託事業と多岐にわたっています。

多様化する利用者や家族のニーズに寄り添い、住み慣れた地域でその人らしい自立した生活を送れるよう、地域に根ざした質の高い介護サービスの提供に努めていきます。

介護保険事業については、昨年度の介護報酬の改定において、身体介護をより重視する一方で生活援助の基本報酬が引き下げられました。そのため、要介護度が軽度な利用者が多く、身体介護に比べ生活援助の利用割合が高い本会においては、今後、厳しい経営状況になっていくことが予想されます。そのため、今後より一層、事業所のPRや広報活動を強化するとともに、社協の持つ公益性の観点から、他事業所が受け入れ困難な利用者の受け皿となり、各種関係機関の信頼を得ることで、新規利用者の獲得につなげていきます。また、これまでの事業成果や今後の介護事業の方向性を考慮し、訪問入浴介護事業を今年度から廃止し、サービスの主流である居宅介護支援や訪問介護を中心に事業の効率化と安定した事業経営を目指すとともに、利用者の立場に立ったきめ細かな質の高い介護サービスを提供できるよう介護職員の資質向上に努めていきます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問介護サービスについては、平成29年度中に従来の介護予防訪問介護事業から新制度への利用者の移行を終え、サービスを提供しています。引き続き、当該事業に移行した利用者に対して、生活の質を低下させないよう対応可能なサービスを提供していくとともに、軽度な支援を必要とする高齢者等のニーズに合ったサービスを提供できるように市と連携して更なる地域支援に取り組んでいきます。

在宅介護自費サービス事業については、昨今の社会情勢の中で多様化する介護ニーズに応えるため、社協独自の自費による訪問介護サービスの提供を行っており、広報活動や関係機関への周知が進み、利用者も増加傾向にあります。引き続き、住み慣れた地域で生活できるよう市民の多様なニーズに対応し、制度の枠にこだわらない柔軟な事業展開を進めていきます。

障害者相談支援事業については、昨年度報酬改定が行われ、計画相談に関する訪問回数等が増加したことにより、計画相談に係る比重が大きくなり、一般相談への影響が懸念されます。そのため、本会で受け入れが可能な件数を検討し、計画相談の一部を他相談支援事業所へ移管していく一方で、困難事例や緊急対応が必要な計画相談については、速やかに対応していきます。今後も計画相談と基本相談を兼ね備える相談所として、様々な相談に迅速に対応できる相談支援を展開していきます。

以上、この部門では、高齢者や障がい者（児）の方が「住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと暮らしたい」という願いを実現し、できる限り自立した日常生活が送れるよう支援するため、次の事業を行います。

### 1. 介護保険事業

#### (1) 訪問介護事業

訪問介護事業では、介護の必要な高齢者の居宅を訪問し、食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護や、炊事や洗濯・掃除などの生活援助を、利用者一人ひとりの残存能力を生かしつつ、身体状況に応じて自立した在宅生活が送れるようにサービスを提供します。

□ 1ヶ月あたりの延べ訪問回数 370回を目標とします。（平成30年度月平均 350回）

## **(2) 居宅介護支援事業**

居宅介護支援事業では、介護保険制度に基づく介護サービスを受ける時に必要となる介護サービス計画（ケアプラン）の作成、相談、申請代行、サービス調整等を行い、医療・保険・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるようにサービスを提供します。

□ 1ヶ月あたりのプラン作成数 130 件を目標とします。（平成 30 年度月平均 128 件）

## **2. 予防給付事業**

### **(1) 介護予防支援事業〔地域包括センターからの受託事業〕**

介護予防支援事業では、地域包括支援センターの委託を受け、介護保険制度による介護予防サービスを受ける場合に必要となる介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成、相談、サービス調整等を行い、介護状態への進行を防ぎ自立した生活を送れるように支援します。

□ 1ヶ月あたりのプラン作成数 15 件を目標とします。（平成 30 年度月平均 14 件）

## **3. 障害福祉サービス事業**

### **(1) 身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者居宅介護事業（ホームヘルプサービス）**

自立支援給付決定を受けられた身体・知的・精神障がい・難病の方に対し、社会との関わりや個々のニーズを大切にサービスを提供し、在宅で自立した生活を送れるように支援します。

□ 1ヶ月あたりの延べ訪問回数 220 回を目標とします。（平成 30 年度月平均 205 回）

## **4. 在宅介護自費サービス事業**

介護保険法に基づく訪問介護（予防事業含む）及び障害者居宅介護事業等における保険給付範囲外のサービスニーズに幅広く対応することができるよう、必要な在宅福祉サービスを提供します。

## **5. 地域生活支援事業**

### **(1) 移動支援事業〔市受託事業〕**

屋外での移動が困難な障がい者（児）の地域における自立生活及び社会参加を図るために、日常生活の外出支援を行います。

### **(2) 相談支援事業〔市受託事業〕**

障がい児者やその家族からの相談に応じ、情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整や権利擁護等の必要な支援を行います。相談支援体制の連携を強化し、利用者のニーズに迅速かつ適切に対応できる市内相談支援環境の整備を進めます。

## **6. 介護予防・日常生活支援総合事業**

### **(1) 介護予防・生活支援サービス事業**

#### **① 介護予防訪問介護相当サービス**

従来の要支援1・2の方を対象とした介護予防給付事業で、利用者一人ひとりの残存能力を生かしつつ、身体状況に応じて自立した在宅生活を送れるよう炊事・洗濯・掃除などの生活援助サービスを提供します。

#### **② 訪問型サービスA（生活管理指導員派遣事業）〔市受託事業〕**

市内に居住する65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯で、介護保険の要支援1又は2の認定を受けた人や基本チェックリストで該当した人に対し、日常生活に関する生活支援、指導を行います。

### **(2) 一般介護予防事業**

#### **① 地域介護予防活動支援事業（高齢者生きがい活動支援通所事業）〔市受託事業〕**

趣味活動等のサービスを提供し、孤立感の解消並びに介護予防を図り、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図ります。

## **7. ひとり親家庭等日常生活支援員派遣事業〔市受託事業〕**

母子家庭、寡婦、及び父子家庭にホームヘルパーを派遣して、日常生活の援助を行います。

## **8. エンゼルサポーター派遣事業〔市受託事業〕**

2人以上の多胎児を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児に関する支援を行います。

《月別実施事業》

月	事業名
4月	社会福祉大会実行委員会立ち上げ 新任福祉委員委嘱状交付及び新任者研修 福祉データ基礎調査（人口、高齢者、障害者等）
5月	社協だより発行（5月号） 児童福祉月間ポスターによる啓発 子育て支援講座①② 福祉委員地区別研修①② 監査 理事会
6月	定時評議員会 理事会 地区社協連絡会① 福祉教育教材配布（市内小学校等） 福祉委員地区別研修③④ 市民福祉座談会（2箇所程度）
7月	社協だより発行（7月号） ボランティア入門講座①② 市民福祉座談会（2箇所程度）
8月	よりあい活動支援講座①② ボランティア入門講座③ 市民福祉座談会（1箇所程度）
9月	社協だより発行（9月号） 老人福祉月間ポスターによる啓発 よりあい活動支援講座③④ 地区社協連絡会②（研修会） 災害に強い地域づくり講座（1回） 市民福祉座談会（1箇所程度）
10月	赤い羽根共同募金運動（12月31日まで） 社会福祉大会（10月19日） 災害に強い地域づくり講座（1回） 市民福祉座談会（2箇所程度）
11月	社協だより発行（11月号） 福祉委員全体研修 地区社協連絡会③ 傾聴ボランティア養成講座①② 災害に強い地域づくり講座（2回） 市民福祉座談会（2箇所程度）
12月	歳末たすけあい運動（12月31日まで） 市民福祉座談会（1箇所程度）
1月	社協だより発行（1月号） 市民福祉座談会（2箇所程度）
2月	地区社協連絡会④ 障がい者問題啓発セミナー①②③ 市民福祉講座①②③ 市民福祉座談会（2箇所程度）
3月	社協だより発行（3月号） 理事会・評議員会



## 《通年事業》

1. 第2期地域福祉活動計画の推進
2. 心配ごと相談事業
3. 生活福祉資金貸付・臨時特例つなぎ資金貸付窓口事業
4. 緊急支援品支給事業
5. 社会福祉法人連絡協議会による地域における公益的な取り組みの推進
6. ホームページによる情報配信
7. 地区社協事業
8. 地区社協福祉関係者座談会事業
9. よりあい活動支援室内遊具貸与事業
10. 火災見舞品支給事業
11. 物故者への敬供事業
12. 福祉用具貸与事業
13. ハンディキャブ貸与事業
14. 各種機材・機器等貸与事業
15. 子ども食堂等の支援
16. 子育て支援ゆずりあい事業
17. 日常生活自立支援事業
18. 介護保険事業
19. 予防給付事業
20. 障害福祉サービス事業
21. 在宅介護自費サービス事業
22. 移動支援事業〔市受託事業〕
23. 相談支援事業〔市受託事業〕
24. 介護予防訪問介護相当サービス
25. 訪問型サービスA（生活管理指導員派遣事業）〔市受託事業〕
26. 地域介護予防活動支援事業（高齢者生きがい活動支援通所事業）〔市受託事業〕
27. ひとり親家庭等日常生活支援員派遣事業〔市受託事業〕
28. エンゼルサポーター派遣事業〔市受託事業〕
29. 福祉バス事業〔市受託事業〕
30. 大和・三橋老人福祉センター管理運営〔市受託事業〕
31. ボランティアセンター事業〔市受託事業〕
32. ファミリーサポートセンター事業〔市受託事業〕
33. 児童館運営〔市受託事業〕
34. 地域子育て支援拠点事業〔市受託事業〕